



# 国民健康保険に加入するとき、やめるときは必ず届出を！

国保に加入するとき、やめるときには**14日以内**に届出が必要です。

〈届出ができるかた〉

**本人**もしくは**同一世帯**のかた

※別世帯のかたによる届出の場合、委任状が必要です。

〈届出に必要なもの（共通）〉

窓口に来るかたの**本人確認**ができる書類

運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど



	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
国保をやめるとき	ほかの市区町村に転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国民健康保険証、職場の保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印鑑
	生活保護をうけるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑

◎加入の届出が遅れると…

保険税は加入の資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。

◎やめる届出が遅れると…

保険税を二重に支払ってしまうことがあります。保険証が手元にあるため、うっかり使って診療を受けると、国保が負担した医療費をあとで返還していただくことになります。

## 後期高齢者医療制度加入の皆さまへ

### 後期高齢者医療被保険者証は7月中に送付します

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、令和2年7月31日となっていますので、7月中に新しい被保険者証を送付します。8月以降、病院などにかかるときは新しい被保険者証をご使用ください。

## 国民健康保険からのお知らせ

問合せ＝住民福祉課 保険年金係 ☎76-1366

### 国民健康保険の被保険者証が更新になります。

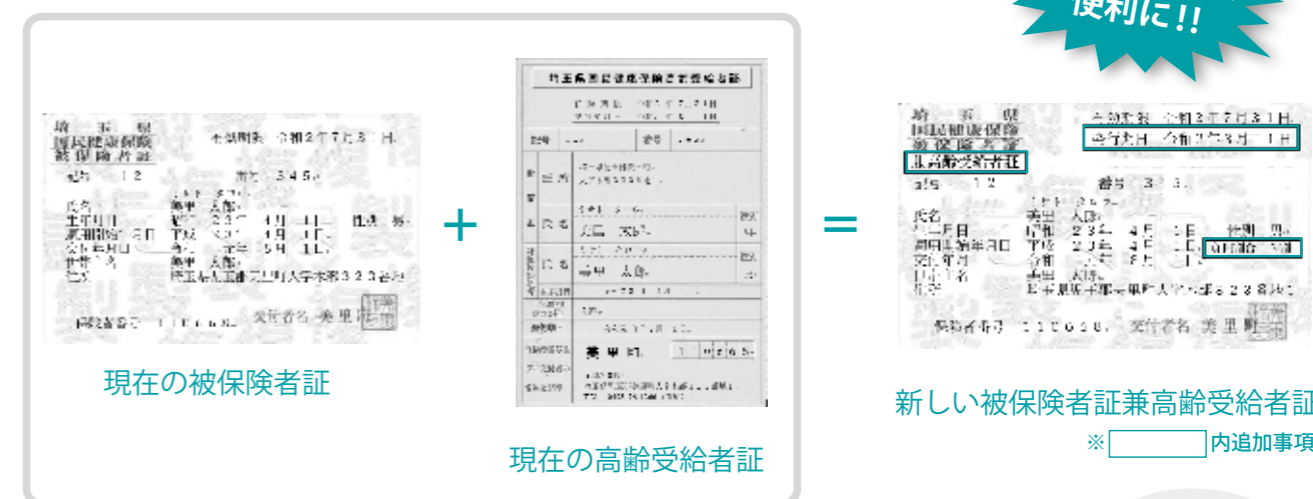
被保険者証と高齢受給者証の一体化に伴い、被保険者証の更新を8月に変更します。現在交付している被保険者証の有効期限は原則令和2年7月31日となっています。新しい被保険者証（ピンク色）は、7月中に世帯主宛に加入者全員分をまとめて「簡易書留郵便」で送付します。8月1日以降、医療機関などにかかるときは、新しい被保険者証をご使用ください。

### 70歳から74歳のかたへ 国民健康保険の「被保険者証」と「高齢受給者証」が 今年度から一体化されます！

これまで、国保に加入している70歳から74歳のかたには、被保険者証とあわせて、負担割合を記載した「高齢受給者証」を交付していました。

今年度の更新から、これらの機能を一体化した「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。「被保険者証兼高齢受給者証」は70歳の誕生日の翌月（1日生まれのかたはその月）から使用することができます。

#### 被保険者証兼高齢受給者証イメージ



※新しい被保険者証の有効期限は原則令和3年7月31日です。

※70歳から74歳までのかたは、上のイメージ図の枠線部分が追加されます。

※70歳未満のかたの様式に変更はありません。

※令和2年度8月以降に70歳を迎えるかたは、誕生月に新しい被保険者証兼高齢受給者証を送ります。

